



地域共生社会の実現に向けた
成年後見制度利用の案内について



令和4年12月6日 大阪家庭裁判所

判断能力の十分でない方（本人）が
最もふさわしい権利擁護支援につながるための
裁判所における手続案内の在り方、方策、工夫点について

本日の意見交換事項です



本日の進行について



1	手続案内の現状	}	20分
2	成年後見制度利用促進に関する状況等		
3	手続案内事例		
4	休憩		10分
5	意見交換		50分

手続案内の現状



1 窓口での説明

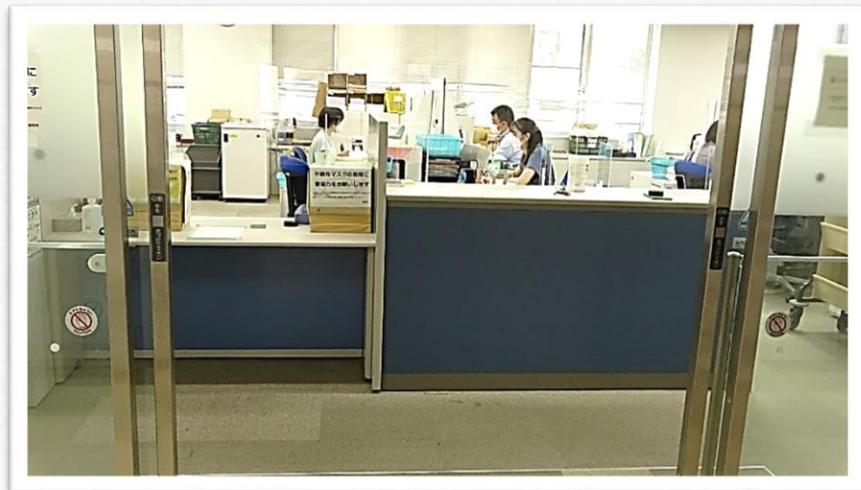


2 電話による説明



3 後見サイトによる案内

窓口での手続案内の現状



実際の窓口
の様子です

受付

動画による制度説明



動画を視聴して
いただく部屋が
あります



窓口における説明

パンフレット用いて口頭での説明

特に気を付けて説明していること

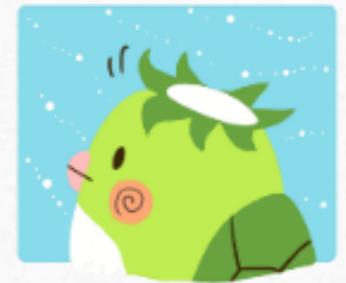
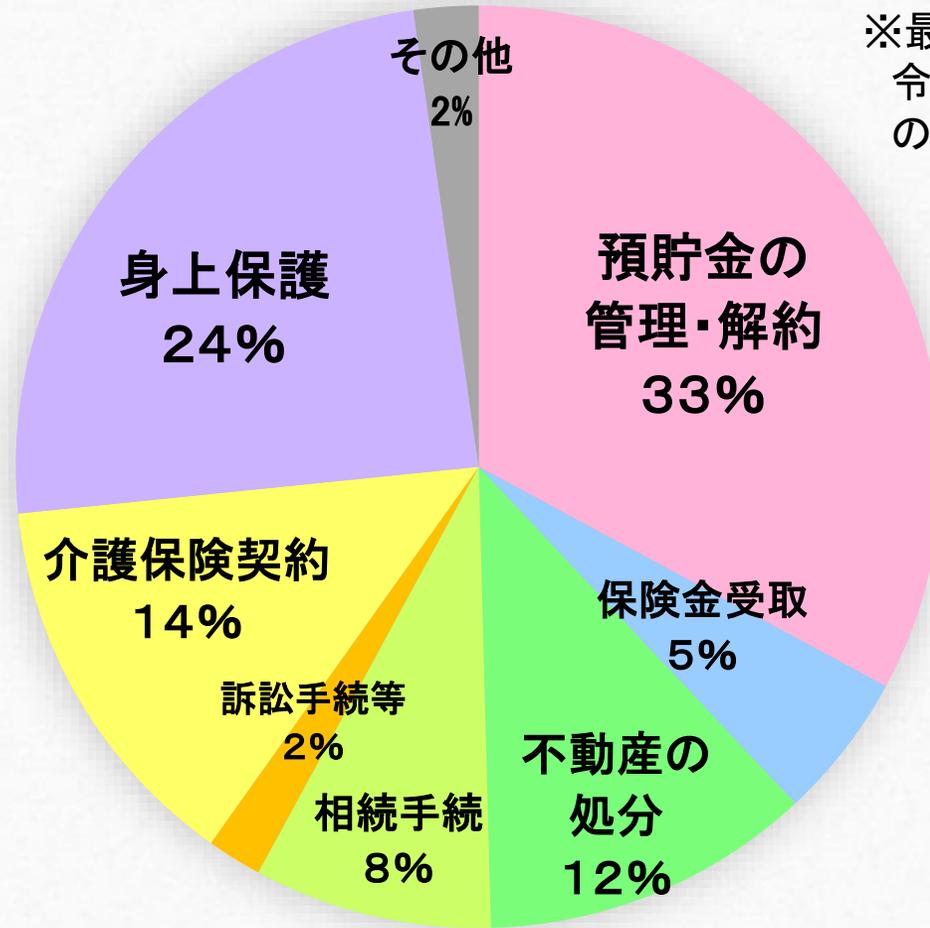
- 本人が能力を回復されるか、亡くなるまで続きます。
- 候補者が後見人等に選ばれるとは限りません。





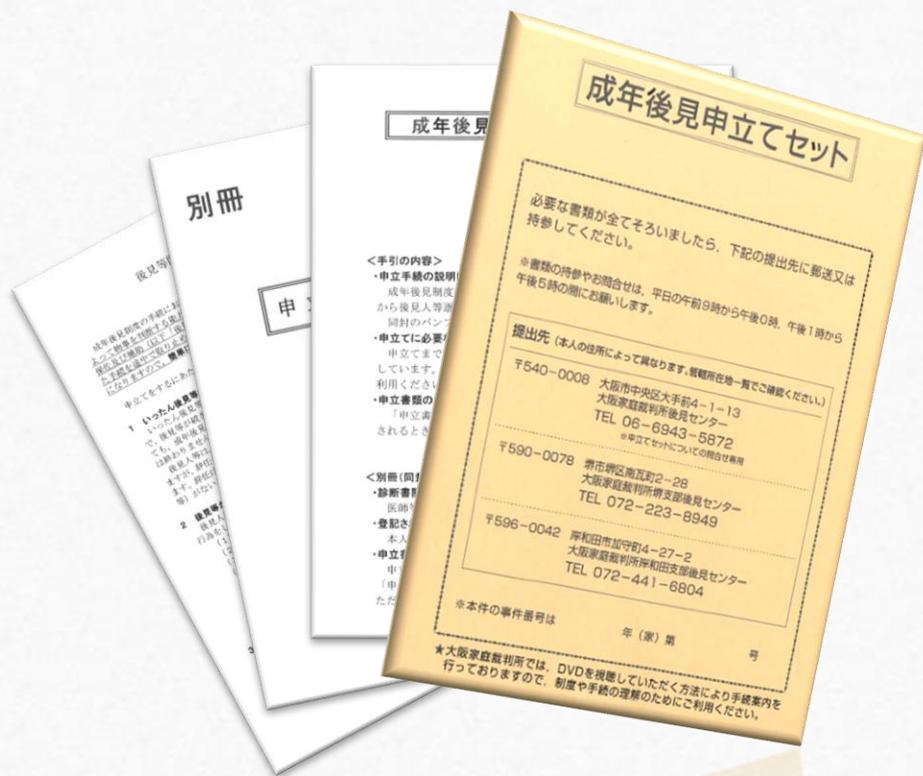
申立ての動機別件数

※最高裁作成
令和3年1月～12月の成年後見関係事件
の概況より



窓口における説明

成年後見申立てセット等の配布



「申立てセット」は
郵便での取寄せや
ホームページからの
ダウンロードもできます



成年後見制度に関する状況



成年後見制度利用促進の基本的な考え方

○ 地域共生社会の実現に向けて
総合的な権利擁護支援を推進する

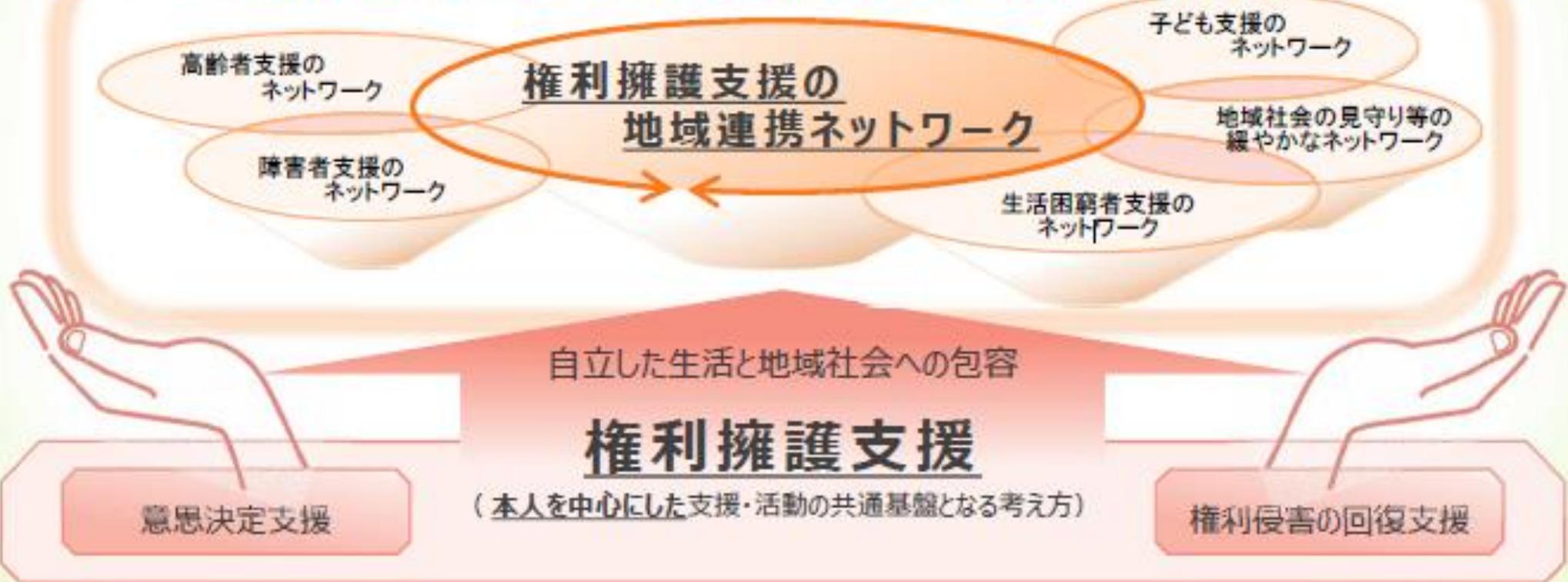
○ 制度を必要とする人が、尊厳のある本人らしい
生活を継続することができる体制を整備し
本人の地域社会への参加を実現する



地域共生社会の実現

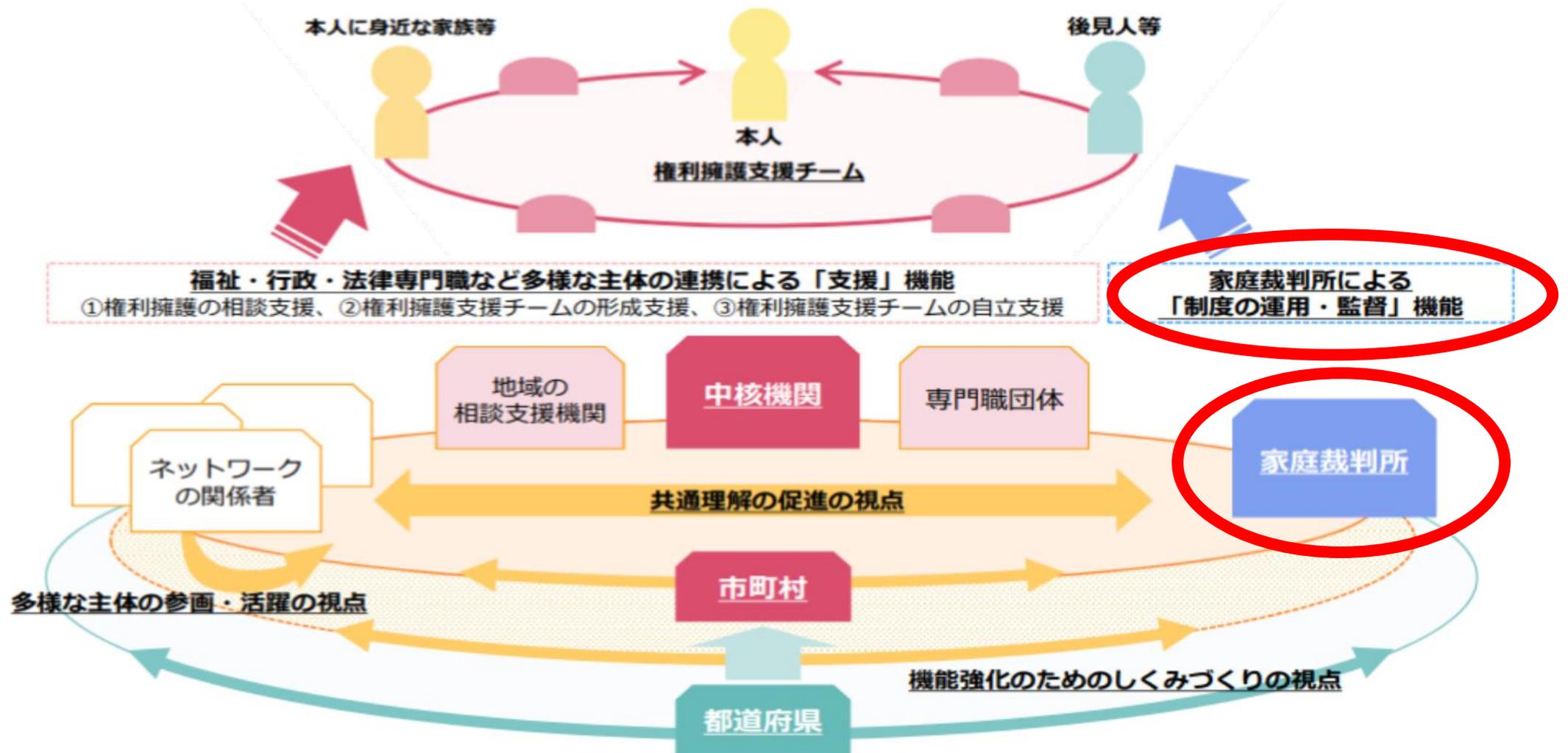
成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～





本日の
意見交換は
①の関係です

地域連携ネットワークの機能 (個別支援と制度の運用・監督)

成年後見制度は
権利擁護支援のための
重要な手段の一つ

福祉、行政、法律の専門家などの連携による

家庭裁判所による

3つの場面	「支援」機能	「運用・監督」機能
① 権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	★ 権利擁護の相談支援機能	★ 制度利用の案内機能
② 成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
③ 成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

高齢者・障がい者の主な権利擁護支援



- 日常生活をその人らしく送ることができなくなった場面
 - * 権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援 etc…
 - * 日常生活自立支援事業の利用
- 必要な制度を利用できなかったり
金銭管理や契約等の権利行使が一人ではできなくなった場面
 - * 成年後見制度
- 虐待・搾取をされたり、騙されたり、触法行為をしてしまう場面
 - * 都道府県・市町村による虐待やネグレクトの対応
 - * 消費者センターの相談対応
 - * 触法障がい者・高齢者の刑事弁護・福祉的支援

後見制度の手続案内の課題

本人が最もふさわしい
権利擁護支援につながるための
裁判所における手続案内の在り方・方策

- ◎ 成年後見制度を正しく理解してもらおう
- ◎ 地域における権利擁護支援につなぐ



モデル事例

本人の希望をよく聴いた上で
地域の福祉サービスを利用した適切な支援が行われ、
最終的に成年後見制度の利用に至った事案

問題事例

本人の希望を聴くことなく
家族の都合で成年後見制度を利用しようとする事案

モデル事例



本人が地域の福祉サービスの支援を受けており、
その支援過程で成年後見制度の利用が必要になった事案

モデル事例

本人について

80代女性、自宅(A市)で一人暮らし、身内とは疎遠
介護保険サービス利用しホームヘルパーの支援を受けながら生活
していた



徐々に金銭管理ができなくなってきた

- ・ 本人の状況をケアマネージャーからA市に相談
→権利擁護支援チーム形成
- ・ 日常生活自立支援事業の利用を開始

★本人の希望： 自宅での生活継続

★支援計画： 週1回自宅訪問, 生活費手渡し, 生活状況を見守る

日常生活自立支援事業とは



社会福祉協議会による
判断能力が不十分な方が、無料又は低額で、
地域において自立した生活を送ることができるよう
利用者との契約に基づき、
福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、
書類等預かりサービスの支援を行う事業

成年後見制度との役割の違い



- 利用するには本人に契約締結能力が必要
- 高額 of 財産の保管は困難
- 本人を代理して契約等を行うことは原則としてしない

モデル事例

- ・ 日常生活自立支援事業の利用により、支援員が日常の金銭管理を支援し、生活が安定
- ・ 本人の希望どおり在宅生活の継続

- ・ 認知症の症状進行（被害妄想が多く出現して、警察を呼ぶことがあったりした）
- ・ 成年後見制度への移行が課題となった

- ・ 移行のタイミングについて権利擁護支援チーム及び関係機関で意思統一
- ・ 成年後見制度を利用することにした

- ・ A市職員が、申立て書類をもらいに家庭裁判所へ来庁
- ➡ 成年後見制度利用の申立て
（申立人は親族がないのでA市長）

成年後見制度の利用について、検討された結果、書類を取りに来ているので、窓口での対応に迷うことがない



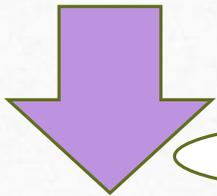
問題事例



家族の都合で成年後見制度を利用しようとする事案

手続案内の基本スタンス

後見制度以外の権利擁護支援について検討したほうがよい場合、地域の相談窓口で相談した後に後見制度の申立てをするよう案内

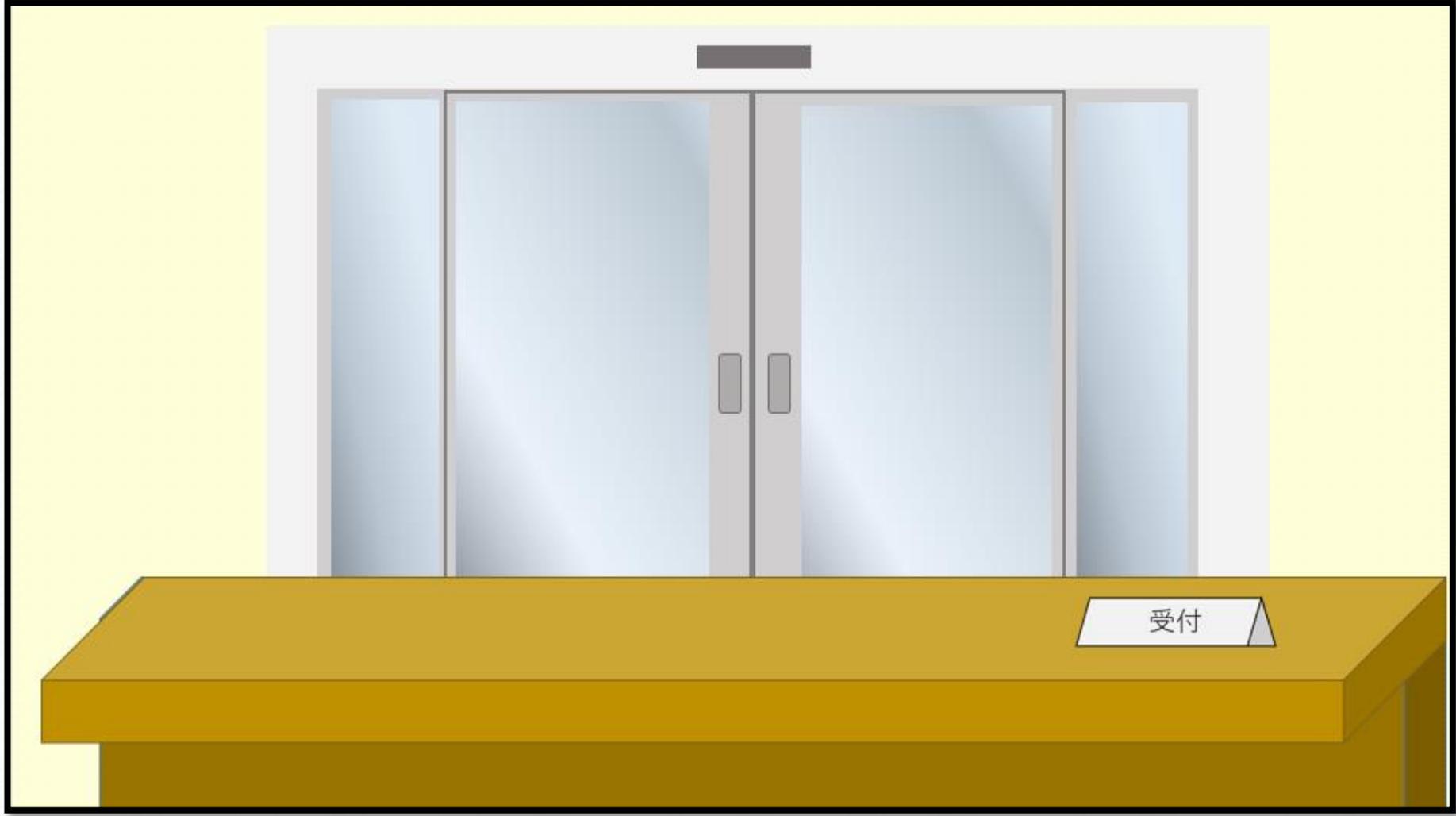


効果

- ★ 後見制度を深く理解してもらえる
- ★ 頼りになる担当者を知るきっかけになる
- ★ 福祉サービスについて教えてもらえる
- ★ 地域の担当者にとっても要支援者の発見につながる

裁判所では、地域における支援の内容は分かりません。
結局、後見制度を利用するしかないということも...





受付

問題事例



問題点

金融機関での手続という短期的な目的に捉われて、
「本人にとって最も適切な権利擁護支援」について
本人の意思を尊重した検討ができていない

御意見
よろしくお願いいいたします。

